

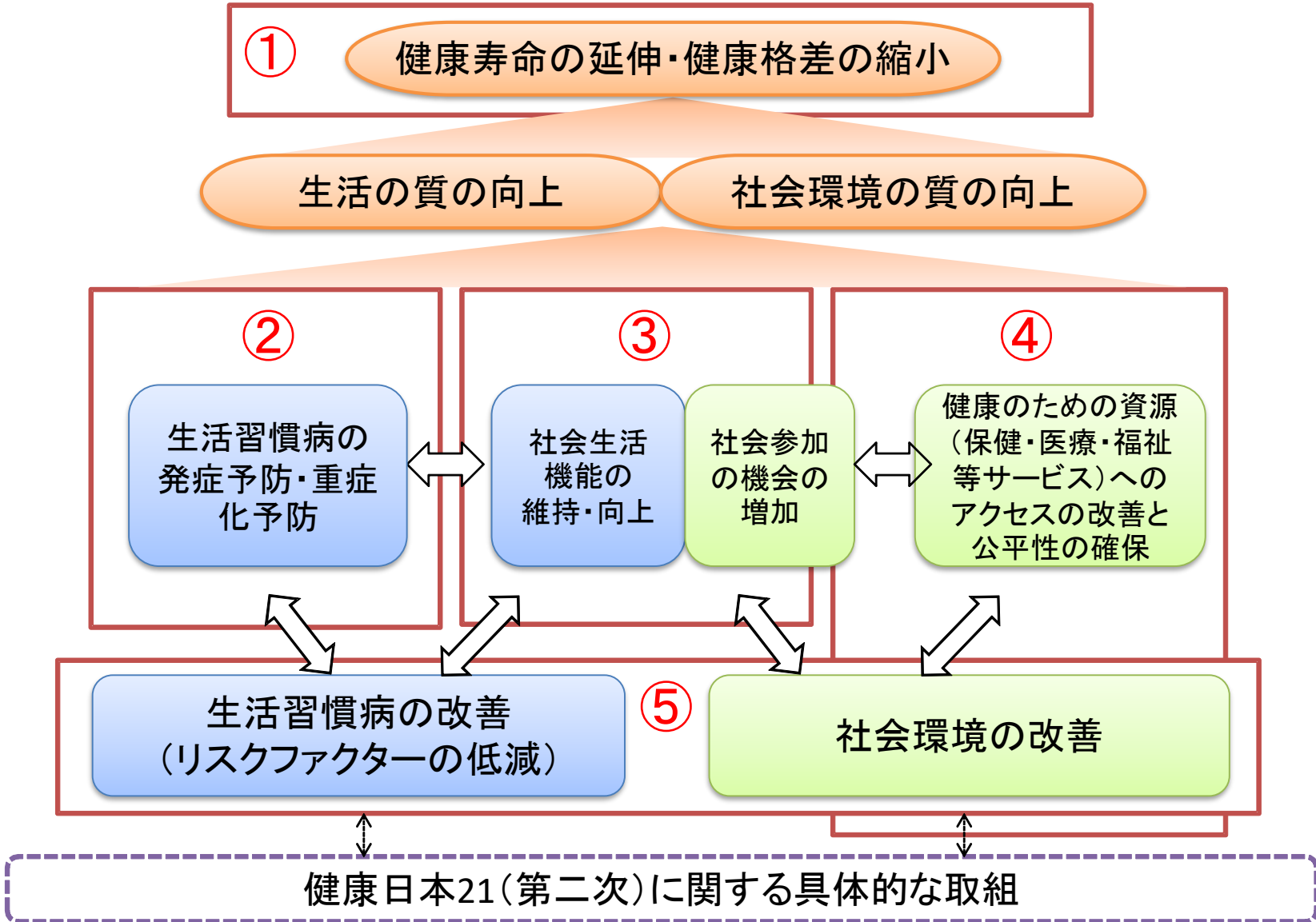
令和3年12月20日	資料4-3
第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会	



# 関連資料 別表第五（3）～（5）

# 健康日本21(第二次)の概念図

全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現



# 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣 及び社会環境の改善に関する目標

	目標項目
栄養・食生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適正体重を維持している者の増加(肥満、やせの減少)</li> <li>② 適切な量と質の食事をとる者の増加               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合</li> <li>イ 食塩摂取量の減少</li> <li>ウ 野菜と果物の摂取量の増加</li> </ul> </li> <li>③ 共食の増加(食事を1人で食べる子どもの割合の減少)</li> <li>④ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録の増加</li> <li>⑤ 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加</li> </ul>
身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日常生活における歩数の増加</li> <li>② 運動習慣者の割合の増加</li> <li>③ 住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加</li> </ul>
休養	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 睡眠による休養を十分とれていない者の減少</li> <li>② 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少</li> </ul>
飲酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者(1日当たりの純アルコールの摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者)の割合の減少</li> <li>② 未成年者の飲酒をなくす</li> <li>③ 妊娠中の飲酒をなくす</li> </ul>
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 成人の喫煙率の減少(喫煙をやめたい人がやめる)</li> <li>② 未成年者の喫煙をなくす</li> <li>③ 妊娠中の喫煙をなくす</li> <li>④ 受動喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の機会を有する者の割合の減少</li> </ul>
歯・口腔の健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 口腔機能の維持・向上</li> <li>② 歯の喪失防止</li> <li>③ 歯周病を有する者の割合の減少</li> <li>④ 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加</li> <li>⑤ 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加</li> </ul>

# 飲酒の目標設定の考え方

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

生活の質の向上

社会環境の質の向上

精神疾患、循環器疾患やがん、肝臓障害等の予防

次世代の健康の確保

飲酒による社会問題(他者への暴力、飲酒運転事故等)の回避

○生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少

○未成年者の飲酒をなくす  
○妊娠中の飲酒をなくす

〈飲酒習慣の改善〉

〈社会環境の改善〉

アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略に基づく取組の推進

# 喫煙の目標設定の考え方

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

生活の質の向上

社会環境の質の向上

がん、循環器疾患、  
COPD、糖尿病等の  
予防  
要介護状態の予防

次世代の健康の  
確保

受動喫煙への曝露状況の  
改善

喫煙率の低下  
○成人の喫煙率の低下  
○未成年者の喫煙をなくす  
○妊娠中の喫煙をなくす

○受動喫煙の機会(家庭・職  
場・飲食店・行政機関・医療機  
関)を有する者の割合の低下

〈喫煙習慣の改善〉

〈社会環境の改善〉

たばこ規制枠組条約に基づく取組の推進

(受動喫煙の防止、禁煙支援・治療の普及、たばこ価格・税の引き上げ等)

# 国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ 〈スマート・ライフ・プロジェクト〉

参加団体数：6,100団体  
(R3.3.31現在)



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

## 〈事業イメージ〉

### 厚生労働省



- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう!アワード」
- 「健康寿命をのばそう!サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開
- 「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ



企業・団体  
自治体

・メディア  
・外食産業



・フィットネスクラブ  
・食品会社

等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど） → 企業等の社会貢献と広報効果

## 社会全体としての国民運動へ

# 健康増進普及月間の実施について

○ 厚生労働省では、生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性についての国民一人ひとりの理解を深め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、毎年9月1日から30日までの1か月間を健康増進普及月間とし、種々の行事等を全国的に実施。

○ 令和3年度健康増進普及月間では、

**「1に運動 2に食事 しっかり禁煙最後にクスリ～健康寿命の延伸～」**

をテーマとし、各種対策を推進していく。

## ポスターの作成等により健康増進に関する普及啓発



※今年度はスマート・ライフ・プロジェクトオフィシャルアンバサダーとして波瑠氏を起用

## 各自治体及び関係団体への協力依頼

〈活動内容の例示〉

- ・テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得た広報
- ・各自治体の広報紙、関係機関及び関係団体等の機関紙、有線放送、インターネット等の活用による広報
- ・ポスター、リーフレットによる広報
- ・健康増進に関する各種講演会、研修会、シンポジウム等の開催
- ・ウォーキング等の運動イベントの開催
- ・地域別、年代別に応じた健康増進のための行動目標、スローガン等の公募及び発表
- ・住民主体のボランティアグループ等を通じた情報提供の推進
- ・健康相談、食生活相談及び栄養改善指導



# スマート・ライフ・プロジェクト 普及啓発ポスター・リーフレット

### 大切な人のために、禁煙しよう。

守りたいものを、やめる理由にしてみよう。

大切な人のためのほうが健康ですよ。

#スマートライフプロジェクト

### 毎日の食事、栄養・塩分・糖質を控えましょう。

バランスのいい食事と、日常に+10分の運動が、健康への第一歩。

毎日10分、体を動かすと健康をつくりましょう。

#スマートライフプロジェクト

### みんなで知ろう 女性の健康づくり。

毎年3月1日～3月8日は、女性の健康週間

女性の健康推進策ヘルスケアラボでチェック。

#スマートライフプロジェクト

### #スマートライフプロジェクトで、楽しむ健康を。

健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT

### 年に一度は、けんしんへ。

ほろと酒を飲む喜び、肺の機能を高めることが、健康づくりの入り口です。

今年も酒類、新たな楽しみ方をみつけてください。

#スマートライフプロジェクト

### 良い環境づくりで、質の良い睡眠を。

十分な睡眠時間をとって、体と心を健康に保ちましょう。

自然豊かな環境の中で、自然のリズムに合わせて睡眠の質を高めましょう。

#スマートライフプロジェクト

### ロコモを知ろう。

ロコモでディズシンドロームを。まず、知ることから予防をはじめよう。

おうちでも簡単にできるロコモチェックをしましょう。

#スマートライフプロジェクト

### 知ろう、お酒と生活習慣病との関係。

男性は純アルコール20g(15%アルコール110g程度)以上、女性は20g/日以上の飲酒で生活習慣病のリスクが高まります。

毎食、酒に飲っきり飲まないでください。

#スマートライフプロジェクト

## 健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT

スマート・ライフ・プロジェクトとは、健康寿命を伸ばすこと、長生きをすることも、長生きしながら健康でいることも目指す「予防医学」が中心の取り組みです。がん、糖尿病、認知症、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、肥満、歯周病、視力低下、聴覚障害、骨粗しょう症、関節痛、うつ病、摂食障害、アルコール依存症、自殺、薬物依存症などの健康課題に取り組むことで、健康寿命を伸ばし、長く健康に暮らすことを目指しています。

#### 適度な運動

毎日プラス10分の身体活動

運動不足は、健康寿命を縮めます。健康寿命を伸ばすには、毎日の身体活動を意識し、毎日プラス10分の身体活動をしましょう。

#### 適切な食生活

栄養を十分に摂り、塩分や糖分を控えめにとり、野菜や果物を積極的に摂りましょう。

健康的な食生活を送ることで、健康寿命を伸ばしましょう。

#### 禁煙

たばこの煙を吸わず、禁煙しましょう。

禁煙することで、健康寿命を伸ばしましょう。

### 健診・検診の受診

定期的に健診を受けよう

健康診断は、がん、糖尿病、脂質異常症、肥満、高血圧、認知症などの健康課題を早期に発見するための大切な取り組みです。健康診断を受けることで、健康寿命を伸ばし、長く健康に暮らすことができます。

健康診断を受ける場所：市立健康センター、市立健康センター各分室、市立健康センター各分室、市立健康センター各分室

健康診断を受ける時間：健康診断を受ける時間、健康診断を受ける時間、健康診断を受ける時間、健康診断を受ける時間

健康診断を受ける費用：健康診断を受ける費用、健康診断を受ける費用、健康診断を受ける費用、健康診断を受ける費用



## 生活習慣病予防のための健康情報サイト

平成20年度から実施された医療制度改革の一環として定められた特定健診・特定保健指導制度の実施に伴い、国民の生活習慣への改善を行うために、科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信提供を行っている。

- **生活習慣病予防、健康政策、身体活動・運動、栄養・食生活、休養・こころの健康、歯・口腔の健康、飲酒、喫煙、感覚器など、その他の10分野**について、メタボリック対策等に必要な最新情報をウェブサイト (<http://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>) にて提供。
- 情報提供は、最新の科学的知見に基づかなくてはならないため、情報評価委員会で正式決定した情報を掲載している。

情報評価委員会  
(専門委員)

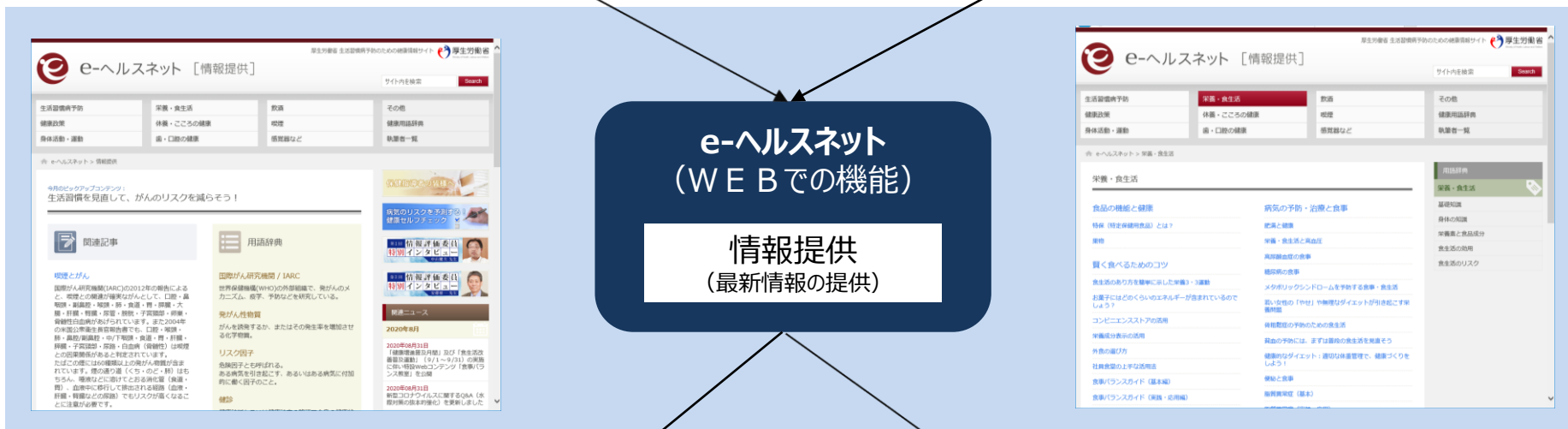
厚生労働省

e-ヘルスネット  
(WEBでの機能)

情報提供  
(最新情報の提供)

保険者・事業者

国民



# 働き方改革推進支援センターによる支援

## 1 セミナーの実施

商工団体・よろず支援拠点等と連携を図りながら、働き方改革関連法の改正内容や助成金活用に向けたセミナーを開催

- ※平成30年度実績 : 約3,000回開催、参加者約113,000名
- ※令和元年度実績 : 約4,000回開催、参加者約144,000名
- ※令和2年度実績 : 約4,000回開催、参加者約 55,000名
- ※令和3年度4月～5月実績 : 約 160回開催、参加者約 3,300名

## 2 個別相談の実施

(1)センター窓口等における個別相談・支援  
働き方改革に関するパンフレットを活用しながら、労務管理等に係る相談に対する支援を実施

- ※平成30年度実績 : 約13,000件
- ※令和元年度実績 : 約20,000件
- ※令和2年度実績 : 約26,000件
- ※令和3年4月～5月実績 : 約4,200件

(2)アウトリーチ型相談支援の実施  
個別企業への訪問による伴走型支援を実施  
サポート事例を公開の上、専門家の支援をPR

- ※平成30年度実績 : 約12,000件
- ※令和元年度実績 : 約20,000件
- ※令和2年度実績 : 約28,000件
- ※令和3年4月～5月実績 : 約2,300件

(3)出張相談会による個別相談・支援  
商工団体・よろず支援拠点等と連携を図りながら、出張相談会を実施

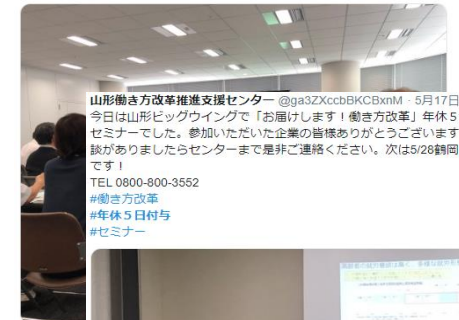
- ※平成30年度実績 : 約 4,000件
- ※令和元年度実績 : 約 6,000件
- ※令和2年度実績 : 約13,000件
- ※令和3年4月～5月実績 : 約500件



働き方改革推進支援センターによるサポート事例

- 1 人材のデジタル化による業務効率化の促進
- 2 従業員意識による問題解決
- 3 業務拡大に向けた支援
- 4 業務シフトの取組による業務改善
- 5 非正規雇用労働者の待遇改善
- 6 業務改善のための意識啓発の促進
- 7 就業機会の確保による人材の確保
- 8 就業機会の確保による業務改善の促進
- 9 就業機会の確保による業務改善の促進
- 10 業務改善推進支援センターによる労働相談の対応
- 11 働き方改革推進支援センターによる労働相談の対応

宮城働き方改革推進支援センター @6pC6SOvGdqYM72F - 5月29日  
昨日、基本から学ぶ働き方改革と題してセミナーを開催いたしました。労働時間、36協定、年次有給休暇を中心に講演させていただき、参加者の皆さんに好評を頂きました。セミナーは、随時開催していきますので、ホームページで情報を確認していただけると幸いです。  
#働き方改革 #宮城 #労働時間



山形働き方改革推進支援センター @ga3ZxcbbBKCBxnlM - 5月17日  
今日は山形ビッグウイングで「お届けします！働き方改革」年休5日付与義務のセミナーでした。参加いただいた企業の皆様ありがとうございます。個別のご相談がありましたらセンターまで是非ご連絡ください。次は5/28静岡マリカで開催です！  
TEL 0800-800-3552  
#働き方改革  
#年休5日付与  
#セミナー

働き方改革推進支援センター 出張相談会

参加無料

相談会場: 高松商工会議所 1階 相談室

7月	17	24			
8月	7	21	28		
9月	4	11	18	25	
10月	2	9	16	23	30
11月	6	13	20	27	
12月	4	11	18	25	
1月	8	15	22	29	

13:30  
15:30 (2回)

高松商工会議所  
0800-888-4691  
soudan@kagawakeiky.jp

厚生労働省委託事業 (無料相談)  
「働き方改革に関する出張相談会」のご案内

6～9月開催

瑞浪商工会議所 出張相談会

- 実施日  
6月12日(水)、6月26日(水)  
7月24日(水)、8月28日(水)  
9月25日(水)
- 相談時間  
上記の各日とも、10時00分～15時00分  
(1社あたり30分程度)
- 相談会場  
上記の各日とも、瑞浪商工会議所 1階 相談室  
(瑞浪市寺河町1-0-3-2)

このチラシに関するお問い合わせ・お申し込みは  
瑞浪商工会議所  
☎ 0572-67-2222 FAX 0572-67-2230

申込み方法は、裏面に記載ください。

原則は事前申し込みいただくこととなりますが、事前申し込み「無い」場合でもご相談は受けられますので、お気軽にご利用ください。

働き方改革に関する出張相談会は、10月以降も随時開催予定です。

主催 厚生労働省委託事業 瑞浪商工会議所  
協賛 瑞浪商工会議所、瑞浪市

## (参考) センターのご案内

所在地、連絡先、HPなどが一目で把握できる特設サイトを公開中  
<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>

# 働き方改革推進支援助成金

コース名	助成概要	支給要件	助成率	助成上限額	助成対象	賃金加算
<b>労働時間短縮・ 年休促進支援 コース</b>	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成	助成対象の取組を行い、以下の何れかを1つ以上実施  ①36協定の月の時間外労働時間数の縮減 ②特別休暇の整備 ③時間単位の年休の整備	費用の <b>3/4</b> を助成  事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、 <b>4/5</b> を助成	成果目標の達成状況に基づき、 ①～③の助成上限額を算出  合計は <b>200万円</b>  ①月80時間超の協定の場合に 月60時間以下に設定：100万円 ※月60時間超80時間以下の設定に留まった場合：50万円 ※月60時間超80時間以下の協定の場合に、 月60時間以下に設定：50万円 ②50万円 ③50万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 ①就業規則の作成・変更 ②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む） ③外部専門家によるコンサルティング ④労務管理用機器等の導入・更新 ⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 ⑥人材確保に向けた取組等	賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に <b>15万円～最大150万円加算</b>  【5%以上の場合は、 <b>24万円～最大240万円加算</b> 】
勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成	助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバル時間数に応じて ・9時間以上11時間未満 ：80万円 ・11時間以上：100万円		
労働時間適正管理推進コース	労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成	助成対象の取組を行い、新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定すること。また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること。		上限額：50万円		
団体推進コース	傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成	事業主団体が助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	定額	上限額：500万円  複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は 上限額：1,000万円	①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③好事例の周知、普及啓発 ④セミナーの開催 ⑤巡回指導、相談窓口の設置 等	なし

# アルコール健康障害対策基本法（概要）

（平成25年法律第109号） 平成26年6月1日施行

## 目的（第1条）

酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、**不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因**となり、アルコール健康障害は、**本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性**が高いことに鑑み、基本理念を定め、及びアルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、**アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進**して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 定義（第2条、第5条）

### アルコール健康障害

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

### アルコール関連問題

アルコール健康障害 及び これに関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題

## 責務（第4条～第9条）

国・地方公共団体・国民・医師等の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務

## アルコール健康障害対策推進基本計画（第12条、第14条）

- ・政府は、**アルコール健康障害対策推進基本計画を策定**しなければならない。少なくとも**5年ごと**に検討を加え、必要があると認めるときは、**基本計画を変更**しなければならない。変更しようとするときは、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、閣議決定。
- ・都道府県は、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めなければならない。

## 基本的施策（第15条～第24条）

教育の振興等／不適切な飲酒の誘引の防止／健康診断及び保健指導／医療の充実等／飲酒運転等をした者に対する指導等／相談支援等／社会復帰の支援／民間団体の活動に対する支援／人材の確保等／調査研究の推進等



○基本計画（第1期：平成28年度～令和2年度）【平成28年5月策定】 ※その後、内閣府から厚生労働省へ事務移管（平成29年4月）

○基本計画（第2期：令和3年度～令和7年度）【令和3年3月策定】

- ・厚生労働省のアルコール健康障害対策関係者会議において、計画（案）を検討（令和元年10月～令和2年12月）



1. 基本理念

- アルコール健康障害の発生・進行・再発の各段階での防止対策を適切に実施
- アルコール健康障害の本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことを支援
- 関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等に係る施策との有機的な連携

2. 重点課題

	アルコール健康障害の発生予防	進行予防	再発予防
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒に伴うリスクの知識の普及</li> <li>○不適切飲酒を防止する社会づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人・家族がより円滑に支援に結びつくように、切れ目のない支援体制（相談⇒治療⇒回復支援）の整備</li> </ul>	
重点目標	<p>基本計画【第1期】の目標</p> <p>↓ 継続 ↓</p> <p>①生活習慣病リスクを高める量<sup>(※)</sup>の飲酒者の減少                      ※純アルコール摂取量/日 男性40g以上, 女性20g以上</p> <p>男性 15.3% (H22) → 14.9% (R1) → <u>13.0%</u> (目標)                      女性 7.5% (H22) → 9.1% (R1) → <u>6.4%</u> (目標)</p> <p>②20歳未満の者・妊娠中の者の飲酒をなくす</p> <p>高3男子 21.7% (H22) → 10.7% (H29) → 0% (目標)                      高3女子 19.9% (H22) → 8.1% (H29) → 0% (目標)                      妊娠中 8.7% (H22) → 1.2% (H29) → 0% (目標)</p>	<p>基本計画【第1期】の目標</p> <p>・全都道府県に相談拠点・専門医療機関を整備（概ね達成見込み）</p> <p>↓ 改定 ↓</p> <p>③関係機関の連携のため、都道府県等で連携会議の設置・定期開催</p> <p>相談拠点 ↔ 医療機関 ↔ 自助グループ等</p> <p>④アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上                      （現状）アルコール依存症のイメージ（H28 内閣府世論調査）                      ・本人の意思が弱いだけであり、性格的な問題である（43.7%）等                      ※治療に結びつきにくい社会的背景の1つに、<b>依存症への誤解・偏見</b></p> <p>⑤アルコール健康障害事例の継続的な減少                      （現状）アルコール性肝疾患                      患者数 3.7万人（H29患者調査）、死亡者数 0.5万人（R1）</p>	
関連指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○問題飲酒者の割合                              （現状）男性:21.4% 女性:4.5% (H30)                              ※アルコール使用障害簡易スクリーニングテスト(AUDIT) 8点以上</li> <li>○一時多量飲酒者の割合                              （現状）男性:32.3% 女性:8.4% (H30)                              ※過去30日間で一度に純アルコール60g以上飲酒 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール依存症が疑われる者数〔推計〕と受診者数の乖離（いわゆる治療ギャップ）                              （現状）受診者数(NDBベース) 外来10.2万人、入院2.8万人 (H29)                              生涯経験者〔推計〕 54万人(H30)                              依存症が疑われる者(AUDIT15点以上)〔推計〕 303万人(H30) など</li> </ul>	



### 3. 基本的施策

※下線は基本計画【第1期】からの主な変更箇所

#### ①教育の振興等

- ・小中高、大学等における飲酒に伴うリスク等の教育の推進
- ・職場教育の推進（運輸業の乗務員等）
- ・年齢、性別、体質等に応じた「飲酒ガイドライン」（普及啓発資料）作成
- ・女性、高齢者などの特性に応じた啓発
- ・アルコール依存症に関する正しい知識の啓発 等

#### ②不適切な飲酒の誘引の防止

- ・酒類業界による広告・宣伝の自主基準の遵守・必要に応じた改定
- ・酒類の容器へのアルコール量表示の検討
- ・酒類販売管理研修の定期受講の促進
- ・20歳未満の者への酒類販売・提供禁止の徹底 等

#### ③健康診断及び保健指導

- ・健診・保健指導でのアルコール健康障害の早期発見・介入の推進
- ・地域の先進事例を含む早期介入ガイドラインの作成・周知
- ・保健師等の対応力向上のための講習会の実施
- ・産業保健スタッフへの研修等による職域での対応促進 等

#### ④アルコール健康障害に係る医療の充実等

- ・アルコール健康障害の早期発見・介入のため、一般の医療従事者（内科、救急等）向けの研修プログラムの普及
- ・専門医療機関と地域の精神科等の連携促進等により、より身近な場所での切れ目のない医療提供体制の構築
- ・「一般医療での早期発見・介入」、「専門医療機関での治療」から「自助グループ等での回復支援」に至る連携体制の推進
- ・アルコール依存症の治療法の研究開発 等

#### ⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- ・飲酒運転、暴力、虐待、自殺未遂等を行い、依存症等が疑われる者を治療等につなぐ取組の推進

#### ⑥相談支援等

- ・地域の相談拠点を幅広く周知
- ・定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関（行政、医療機関、自助グループ等）の連携体制の構築
- ・相談支援を行う者の対応力向上に向けた研修等の実施
- ・依存症者や家族に対する支援プログラムの実施
- ・災害や感染症流行時における相談支援の強化 等

#### ⑦社会復帰の支援

- ・アルコール依存症者の復職・再就職の促進
- ・治療と就労の両立を支援する産業保健スタッフ等の育成・確保
- ・依存症からの回復支援に向けた自助グループ、回復支援施設の活用促進 等

#### ⑧民間団体の活動に対する支援

- ・自助グループの活動や立ち上げ支援
- ・感染症対策等の観点で、オンラインミーティング活動の支援
- ・相談支援等において、自助グループ等を地域の社会資源として活用

#### ⑨人材の確保等 ⑩調査研究の推進等

基本的施策①～⑧に掲げる該当項目を再掲

## 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

### 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

### 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

### 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)		
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】  原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店)  標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設けることについては、この法律の施行期日以後の経過措置として定めることとする。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこについては、この法律の施行期日以後の経過措置として定めることとする。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

# 改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

①

## ○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

④

2019年  
7月1日  
施行

上記以外の施設\*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道

- ・国会、裁判所  
等

\* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

③

## ○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要） 経営判断により選択



or

室外への煙の流出防止措置

⑤

経営判断等

【経過措置】 ⑦

既存の経営規模の  
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

## ○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 喫煙可能(※)



※ 全ての施設で、  
喫煙可能部分には、  
ア喫煙可能な場所である  
旨の掲示を義務づけ ⑥  
イ客・従業員ともに  
20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年  
4月1日  
施行

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

②

## ○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

## ○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮

2019年  
1月24日  
施行

# 受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進

- 改正健康増進法第25条及び第26条の規定に基づき、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、施設の管理権原者等と相互に連携を図りながら協力するように努めていただく。

(具体的な取組みの例)

- ・ 国民や施設の管理権原者などに対し、改正健康増進法の内容、受動喫煙による健康影響等について、パンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を推進
- ・ 屋外における受動喫煙対策としての屋外分煙施設の設置
- ・ 施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換の実施
- ・ 受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナー向上のための啓発活動等の実施にかかる相互協力

## ひろがっています! 望まない受動喫煙対策

2019年7月から、病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。そして2020年4月、飲食店やオフィス・事業所などでも、原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されます。

多くの施設において  
原則敷地内禁煙

20歳未満の方  
喫煙エリアへ立入禁止

屋内での喫煙は  
喫煙室の設置が必要

喫煙室には  
標識掲示が義務付け

病院や学校・行政機関などは  
2019年7月より原則敷地内禁煙

飲食店やオフィスなどは  
2020年4月より原則屋内禁煙  
※原則として、店内・屋外、喫煙室設置義務、喫煙者の喫煙

### 2020年4月、様々な施設でスタート!

この標識が目印です。

喫煙室には標識掲示が義務付けられます。設置区分によって標識を定めているので、お店に入るときにチェックしてみてください。

喫煙専用室  
喫煙専用室あり

加熱式たばこ専用喫煙室あり

## 事業者のみなさんへ

### はじめていますか? 受動喫煙対策。

**病院・学校**  
学校、児童福祉施設、高齢者施設、行政機関の方針等

2019年7月1日から  
「敷地内禁煙」です。  
※屋内に喫煙場所を設置することも可能です。

**飲食店**

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。  
※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

**オフィス・事業所など**  
事務所、工場、倉庫、店舗、飲食店、事業所、施設、教育などの施設

2020年4月1日から  
「原則屋内禁煙」です。  
※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

#### 飲食店についての経過措置

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

Q1 2020年4月1日時点で、現に存する店舗ですか?  
Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか?  
Q3 客席面積は100㎡以下ですか?

お住まいの自治体によっては、改正健康増進法以外にも、独自の条例により受動喫煙防止対策が定められている場合があります。詳細については各自治体へお問い合わせください。

1つでも「いいえ」 → 経過措置として選択可  
すべて「はい」 → 経過措置として選択可

原則禁煙  
屋内禁煙

喫煙専用室設置  
喫煙専用室あり

加熱式たばこ専用喫煙室設置  
加熱式たばこ専用喫煙室あり

店内での喫煙可

喫煙室の  
標識掲示

原則に準拠する場合は、標識の掲示が義務付けられていない場合があります。

20歳未満は  
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアへ立入ることができません。

従業員への  
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策を講ずることが義務です。

違反時の罰則  
等の適用

標識違反には罰則、命令、新設等罰則が適用されます。

#### 財政・税制支援等について

受動喫煙防止対策を行う際の支援として、各種税制上の措置が講じられています。

**【財政支援】**  
受動喫煙防止対策助成金  
本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するときに必要経費のうち、一定の標準率に基づき税額控除の対象となる工業、設備費、備品費、機械器具費などの経費に対して助成を行う制度です。

**【財政支援】**  
衛生業受動喫煙防止対策助成金  
忘記成金の対象とならない事業者の方はこちらもご参照ください。

**【税制措置】**  
特別償還または税額控除制度  
2021年3月31日まで、認定経営革新事業機関等(国・自治体等)による、経営改善支援に活用し、一定の要件を満たした中小企業等が、認定経営革新事業機関等(国・自治体等)との間で、認定経営革新事業機関等(国・自治体等)の特別償還(7%)または税額控除(7%)の適用があります。



# 喫煙専用室標識等の標識例

① 喫煙専用室標識



② 喫煙専用室設置施設等標識



③ 指定たばこ専用喫煙室標識



④ 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識



⑤ 喫煙目的室標識



⑥ 喫煙目的室設置施設標識



⑦ 喫煙可能室標識

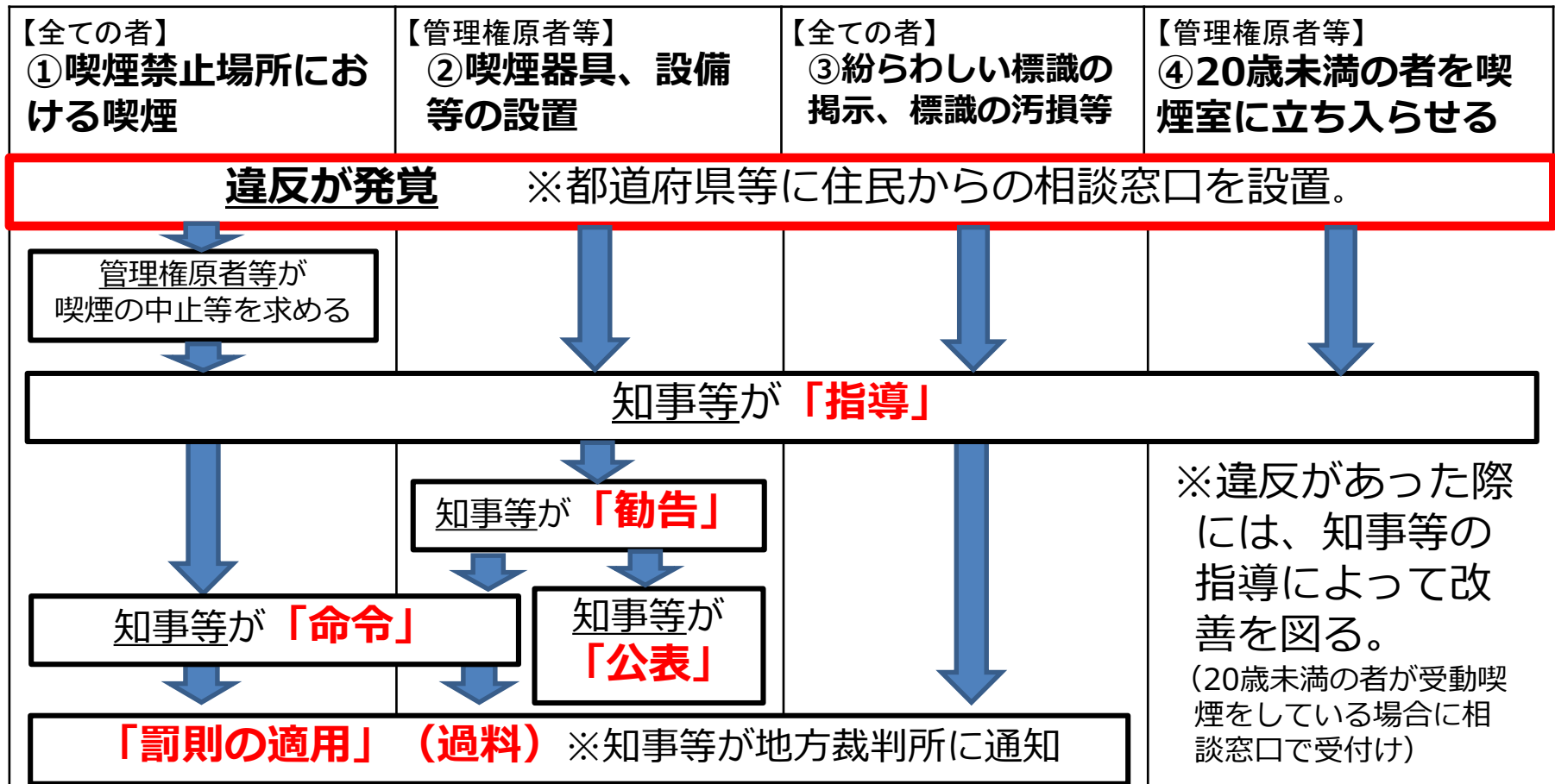


⑧ 喫煙可能室設置施設標識



# 違反を認めた場合の対応

窓口への相談や情報提供があった場合、他法令・他制度に係る業務において事業者との接点がある場合などに要件適合性の確認等を行い、違反があった場合には改善を促す。



# 世界禁煙デー（2021年5月31日）

ホームページ

5月31日は、  
世界禁煙デー

禁煙週間 5月31日～6月6日



＼ さあ、禁煙をはじめてみよう ／

5月31日は、WHO（世界保健機関）により定められた「世界禁煙デー」です。  
また、厚生労働省では毎年5月31日から6月6日を「禁煙週間」と定めています。  
さまざまな生活習慣病や肺がんなど、深刻な健康被害の原因となる喫煙。  
受動喫煙によって非喫煙者の健康が損なわれることも問題となっています。  
自分のために、周りの人のために、禁煙に取り組んでみませんか？

宇賀なつみさんが専門家に聞きました！  
たばこと禁煙にまつわる Q&A



2021年に考えたい「喫煙と健康」  
禁煙して心身の健康を取り戻そう



ポスター

禁煙外来や禁煙補助薬を使って、  
後悔なく禁煙してみる。



5月31日は世界中で禁煙をはじめようといわれています。  
たばこを吸わないことが、一般的な社会習慣となるよう制定されたのが  
世界禁煙デーです。自分の健康やまわりの方のためにも、この日から禁煙に  
チャレンジしてみませんか。

健康寿命をのびましよう  
SMART LIFE PROJECT

